

東京大学医学部放射線障害予防規程

平成 16 年 4 月 1 日 制定

平成 18 年 4 月 1 日 改正

平成 22 年 9 月 8 日 改正

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」(以下「障害防止法」という。)及びその他の関係法令並びに東京大学の放射線障害の防止に関する管理規程に基づき、病院地区を除く東京大学大学院医学系研究科・医学部の放射線実験施設(以下「RI 実験施設」という。)における放射性同位元素及び放射性同位元素で汚染されたもの(以下「放射性同位元素等」という。)及び放射線を発生する装置(以下「放射線装置」という。)の取扱い及び管理に関する事項を定め、放射線障害の発生を防止し、あわせて公共の安全を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この規程は、RI 実験施設に立ち入るすべての者に適用する。

(用語の定義)

第 3 条 この規程において「放射線業務従事者」(以下「業務従事者」という。)とは、放射性同位元素等及び放射線装置の取扱い、管理又はこれに付随する業務に従事するため管理区域に立ち入る者で、医学系研究科長・医学部長(以下「研究科長」という。)が業務従事者に指定した者をいう。

(他の規定との関連)

第 4 条 放射性同位元素等及び放射線装置の取扱いに係る安全管理については、この規程に定めるもののほか、東京大学職員の健康安全規程その他の定めによる。

(細則等の制定)

第 5 条 研究科長は、障害防止法、関係法令等及びこの規程に定める事項の実施について、東京大学環境安全本部放射線管理部会の定める運用基準等に従うものとする。

(遵守等の義務)

第 6 条 業務従事者及び管理区域に一時的に立ち入る者(以下「一時立入者」という。)は、放射線取扱主任者が放射線障害防止のために行う指示に従わなければならない。

2 研究科長は、放射線取扱主任者が障害防止法及びこの規程に基づき行う意見具申を尊重しなければならない。

3 研究科長は、第 8 条に定める医学部研究部門放射線安全委員会及び第 9 条に定める放射線研究領域主任教授が本規程に基づき行う意見具申を尊重しなければならない。

第2章 組織及び職務

(組織)

第7条 RI 実験施設における放射性同位元素等又は放射線装置の取扱いに従事する者並びに放射線安全管理に従事する者に関する組織は、別図のとおりとする。

(医学系研究科・医学部研究部門放射線安全委員会)

第8条 放射線障害防止に関する総括的事項を審議し、研究科長に意見を具申するために医学系研究科・医学部放射線安全委員会を置く。

2 委員会の構成及び運営については、別に定める医学系研究科・医学部研究部門放射線安全委員会規則によるものとする。

(放射線研究領域)

第9条 疾患生命工学センター研究基盤部門放射線研究領域（以下「放射線研究領域」という。）は放射線安全管理業務を統括して監督する。

第10条 放射線研究領域主任教授は、放射線研究領域の業務を総括する。

第11条 放射線研究領域主任教授は、放射線管理上必要な事項に関して研究科長に意見を具申する。

(放射線取扱主任者等の選任)

第12条 研究科長は、RI 実験施設における放射線障害発生の防止について総括的に監督を行わせるために、第1種放射線取扱主任者免状を有する者のうちから、放射線取扱主任者（以下「主任者」という。）を選任しなければならない。

第13条 研究科長は、主任者が旅行、疾病等により不在のとき、その職務を代行させるために、第1種放射線取扱主任者免状を有する者のうちから主任者の代理者を選任しなければならない。

第14条 研究科長は主任者に法で定められた期間毎に定期講習を受講させなければならない。

(放射線取扱主任者の職務)

第15条 主任者は、RI 実験施設における放射線障害発生の防止に係る監督に関し、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 予防規程の制定及び改廃への参画
- (2) 放射線障害防止上重要な計画作成への参画
- (3) 法令等に基づく申請、届出、報告の審査
- (4) 立入検査等の立会
- (5) 異常及び事故の原因調査への参画
- (6) 放射線研究領域主任教授を通じ研究科長に対する意見の具申
- (7) 使用状況等及び施設、帳簿等の監査
- (8) 関係者への助言、勧告及び指示
- (9) 医学部 RI 実験施設放射線安全委員会及び同運営委員会の開催の要求
- (10) その他放射線障害の防止に関する必要事項

(代理者の職務)

第 16 条 代理者は、主任者が不在となる期間中、主任者の職務を代行しなければならない。

(医学系研究科・医学部 RI 実験施設運営委員会)

第 17 条 RI 実験施設における運営管理に関する事項を審議するために、医学系研究科・医学部 RI 実験施設運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会の構成及び運営については、別に定める医学系研究科・医学部 RI 実験施設運営委員会規則によるものとする。

(医学系研究科・医学部 RI 実験施設放射線安全委員会)

第 18 条 RI 実験施設における放射線安全管理及び放射線障害防止に関する事項を審議するために、医学系研究科・医学部 RI 実験施設放射線安全委員会（以下「安全委員会」という。）を置く。

- 2 安全委員会の構成及び運営については、別に定める医学系研究科・医学部 RI 実験施設放射線安全委員会規則によるものとする。

(施設管理責任者)

第 19 条 施設管理責任者は、放射線施設の維持・管理、業務従事者の健康管理並びに教育・訓練に関する業務を総括する。

- 2 施設管理責任者は、医学系研究科・医学部事務長をもってあてる。

(施設管理担当者)

第 20 条 施設管理業務を行わせるため、施設管理担当者を置く。

- 2 施設管理担当者は、施設管理責任者が任命する。
- 3 施設管理担当者は、放射線施設について次の業務を行う。
 - (1) 放射線施設の保守、管理
 - (2) 前号に関する記帳・記録の管理及びその保管
 - (3) 関係法令に基づく申請、届出等の手続き、その他関係省庁との連絡等、事務的事項に関する業務

(健康管理担当者)

第 21 条 健康管理業務を行わせるため、健康管理担当者を置く。

- 2 健康管理担当者は、施設管理責任者が任命する。
- 3 健康管理担当者は、業務従事者について次の業務を行う。
 - (1) 業務従事者の健康診断に関する業務
 - (2) 前号に関する記帳・記録の管理及びその保管
 - (3) 関係法令に基づく申請、届出等の手続き、その他関係省庁との連絡等、事務的事項に関する業務

(放射線管理室長)

第 22 条 放射線管理室長は、放射線管理に関する業務を総括する。

- 2 放射線管理業務を行わせるため、放射線管理室員を置く。

第 23 条 放射線管理室長及び放射線管理室員は、次の業務を行う。

- (1) 管理区域に立ち入る者の入退域、放射線被ばく及び放射性汚染の管理
- (2) 放射線施設、管理区域に係る放射線の量及び表面汚染密度の測定
- (3) 安全管理に係る放射線測定機器の保守管理
- (4) 放射性同位元素等の受入、払出、使用、保管、運搬及び廃棄に関する管理
- (5) 放射線作業の安全管理に関する技術的事項に関する業務
- (6) 放射性廃棄物の保管及びそれらの処理に関する業務
- (7) 業務従事者に対する教育訓練計画の立案
- (8) 前各号に関する記帳・記録の管理及びその保管
- (9) 関係法令に基づく申請、届出等の手続き、その他関係省庁との連絡等、事務的事項に関する業務

(放射線取扱責任者)

第 24 条 RI 実験施設の利用講座・部門ごとに放射線取扱責任者を置く。

2 放射線取扱責任者は、講座・部門主任をもってあてる。

第 25 条 放射線取扱責任者は、講座・部門の業務従事者が管理区域に立ち入るに際して、主任者及び放射線管理室長が放射線障害防止のために行う指示等を遵守するよう徹底させなければならない。

(放射線取扱担当者)

第 26 条 放射線取扱責任者は、当該講座・部門に所属する職員のうちから放射線取扱担当者を選任する。

2 放射線取扱担当者は、業務従事者に対し放射性同位元素等又は放射線装置の取扱いに関し適切な指示を与えるとともに、使用、保管、運搬及び廃棄に関する記帳を行い放射線管理室長に報告しなければならない。

3 放射線取扱担当者は、第 27 条に定める業務従事者として登録しているものでなければならない。

(放射線業務従事者)

第 27 条 放射性同位元素等又は放射線装置の取扱等業務に従事する者は、業務従事者として登録しなければならない。

2 業務従事者は、放射線取扱責任者の申請に基づき、主任者の同意のもとに研究科長が承認したうえで登録する。

3 研究科長は、前項の承認を行うにあたっては、業務従事者として申請した者に対し第 47 条に定める健康診断及び第 49 条に定める教育及び訓練を実施しなければならない。

第 3 章 管理区域

第 28 条 研究科長は、放射線障害防止のため、障害防止法の定めるところにより管理区域を指定する。

2 放射線管理室長は、次に掲げる者以外の者を管理区域に立ち入らせてはならない。

- (1) 業務従事者として第 27 条に基づき登録された者
- (2) 見学者等で一時立入者として主任者又は放射線管理室長が認めた者

(管理区域に関する遵守事項)

第 29 条 管理区域に立ち入る者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 定められた出入口から出入りする。
- (2) 個人被ばく線量計を指定された位置に着用する。
- (3) 管理区域に立ち入るときは、入退域記録に記帳する。
- (4) 業務従事者は、主任者及び放射線管理室長が放射線障害を防止するために行う指示その他施設の安全を確保するための指示に従う。
- (5) 一時立入者は、主任者、放射線管理室長及び業務従事者が放射線障害を防止するために行う指示その他施設の安全を確保するための指示に従う。
- (6) 管理区域内では飲食、喫煙を行わない。
- (7) 管理区域から退出するときは、身体及び衣服の表面並びに搬出する物品等の表面汚染の検査を行い、汚染が検出された場合は放射線管理室長に連絡するとともに、除染のため措置を取ること。汚染除去が困難な場合には、主任者に連絡し、その指示に従うこと。表面汚染密度が表面密度限度の 1/10 を超えているものは、みだりに管理区域から持ち出さない。

2 放射線管理室長は、管理区域入口の目につきやすい場所に、取扱いに係る注意事項を掲示し、管理区域に立ち入る者に遵守させなければならない。

第 4 章 施設の維持及び管理

(施設の点検)

第 30 条 施設管理担当者及び放射線管理室長は、別表のとおり定期的に使用施設等に係る自主点検を行わなければならない。

- 2 施設管理担当者及び放射線管理室長は、前項の自主点検の結果、異常を認めるときは、その状況及び原因を調査し、修理等必要な措置を講じるとともにその結果を相互に通報し、施設管理責任者及び主任者を通じて放射線研究領域主任教授に通報しなければならない。
- 3 放射線研究領域主任教授は、前項の通報の結果、その異常が使用施設等に係る保安に重大な影響があると認めるときは、研究科長に通報しなければならない。

(点検結果の通知等)

第 31 条 施設管理担当者及び放射線管理室長は、自主点検を終えたときは、その結果を、施設管理責任者及び主任者にそれぞれ報告するとともに、相互に通知しなければならない。

- 2 主任者は、前項の自主点検の結果の報告を受けたときは、放射線研究領域主任教授を通じて研究科長に報告しなければならない。

第 5 章 使用

(施設の利用)

第 32 条 業務従事者は、RI 実験施設の利用を希望する場合は、あらかじめ所属講座・部門の放射線取扱責任者を通じて主任者に申請し、許可を受けなければならない。

(密封されていない放射性同位元素の使用)

第 33 条 密封されていない放射性同位元素（以下「非密封放射性同位元素」という。）を使用す

る者は、放射線管理室長の管理の下に次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 購入又は譲受等により管理区域内に非密封放射性同位元素を搬入する場合は、あらかじめ主任者に申請し、許可を受ける。
- (2) 非密封放射性同位元素の使用は、作業室において行い、承認使用数量を超えない。
- (3) 業務従事者は、非密封放射性同位元素等の取扱いに際しては、次に掲げる事項を遵守する。
 - イ 排気設備が正常に作動していることを確認する。
 - ロ 吸収材、受皿の使用等汚染の防止に必要な措置を講ずる。
 - ハ フード、グローブボックス等を積極的に利用する。
 - ニ 遠隔操作装置、トング等により線源との間に適切な距離を設ける。
 - ホ 放射線に被ばくする時間をできるだけ少なくする。
 - ヘ 作業室においては、作業衣、保護具等を着用して作業する。又、これらを着用したまま管理区域から退出しない。
 - ト 作業室から退出するときは、人体及び作業衣、履物、マスク等着用している物の汚染を検査し、汚染があった場合は除去する。
 - チ 表面汚染密度が表面密度限度を超えているものは、みだりに作業室から持ち出さない。
 - リ 非密封放射性同位元素の使用中にその場を離れる場合は、容器及び使用場所に所定の標識を付け、必要に応じて柵等を設け、注意事項を明示する等事故発生の防止措置を講ずる。

(放射線装置の使用)

第 34 条 放射線装置を利用する者は、取扱責任者の管理の下に使用し、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 使用前に、立入禁止区域内に人が立ち入っていないことを確認する。
- (2) 放射線装置の使用中は、運転中であることを明示する。
- (3) しゃへい壁その他のしゃへい物により適切なしゃへいを行う。

第 6 章 保管、運搬及び廃棄

(保管)

第 35 条 業務従事者は、非密封放射性同位元素を貯蔵する場合は、容器に入れ貯蔵室又は貯蔵箱に貯蔵する。

- 2 業務従事者は、貯蔵室の貯蔵能力を超えて、放射性同位元素を貯蔵しない。
- 3 放射性同位元素を貯蔵中に、これをみだりに持ち出すことができないようにするため、貯蔵室又は貯蔵箱を施錠し、錠の管理は放射線管理室長が行う。
- 4 業務従事者は、非密封放射性同位元素を貯蔵室又は貯蔵箱に保管する場合は、容器の転倒、破損等を考慮し、吸収材、受皿を使用し、貯蔵室内又は貯蔵箱内に汚染が拡大しないような措置を講ずる。
- 5 放射線管理室長は、貯蔵施設の目につきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示する。

(保管状況の調査)

第 36 条 放射線取扱責任者は、毎年 1 回以上、所管する放射性同位元素の保管量及び保管の状況

の調査を行い、核種ごとの保管量及び保管の状況を取りまとめ、その結果を放射線管理室長に通知しなければならない。

- 2 放射線管理室長は、前項の通知を受けたときは、自ら所管する放射性同位元素について実施した調査結果と放射線取扱責任者に係る調査結果を事業所単位で取りまとめ、主任者に報告しなければならない。

(管理区域における運搬)

第 37 条 管理区域において放射性同位元素等を運搬しようとするときは、危険物との混載禁止、転倒、転落等の防止、汚染の拡大の防止、被ばくの防止その他保安上必要な措置を講じなければならない。

(事業所内における運搬)

第 38 条 事業所内において放射性同位元素等を運搬しようとするときは、前条に規定する措置に加えて、次の各号に掲げる措置を講ずるとともに、あらかじめ放射線管理室長の承認を受けなければならない。

- (1) 放射性同位元素等を収納した輸送容器は、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により亀裂、破損が生ずるおそれのないように措置する。
- (2) 表面汚染密度については、搬出物の表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度の 1/10 を超えないようにする。
- (3) 1 センチメートル線量当量率については、搬出物の表面において 2 ミリシーベルト毎時を超えず、かつ、搬出物の表面から 1 メートル離れた位置において 100 マイクロシーベルト毎時を超えないよう措置する。
- (4) 運搬経路を限定し、車両で運搬する場合は、運搬車両の速度を制限する。
- (5) 車両及び輸送容器表面に所定の標識をつける。
- (6) その他関係法令に基づき実施する。

(事業所外における運搬)

第 39 条 事業所外において放射性同位元素等を運搬しようとするときは、放射線管理室長及び主任者の承認を受けるとともに、関係法令に定める基準に適合する措置を講じなければならない。

(廃棄)

第 40 条 放射性同位元素等の廃棄は、次の各号に従って行わなければならない。

- (1) 固体状の放射性廃棄物は、不燃性、難燃性及び可燃性に区分し、それぞれ専用の容器に封入し、保管廃棄室に保管廃棄する。
- (2) 液体状の放射性廃棄物は、保管廃棄又は排水設備により排水口における廃液中の放射性同位元素の濃度を濃度限度以下として排水する。
- (3) 気体状の放射性廃棄物は、排気設備により排気口における排気中の放射性同位元素の濃度を濃度限度以下として排気する。
- (4) 放射性有機廃液で焼却処分が可能なものは、廃棄業者に委託廃棄する。委託廃棄できないものは、保管廃棄室に保管廃棄する。
- (5) 保管廃棄した放射性廃棄物の中で、廃棄業者に引き渡すことができるものは、廃棄業者等に引き渡す。

- (6) 業務従事者は、放射性同位元素を廃棄したときは、廃棄の都度廃棄記録に記帳する。
- (7) 密封された放射性同位元素は廃棄せず、他の事業所等に譲渡する。

第7章 測定

(放射線測定機器等の保守)

第41条 放射線管理室長は、安全管理に適する放射線測定機器等について常に正常な機能を維持するように保守しなければならない。

(場所の測定)

第42条 放射線管理室長は、事業所に係る場所について、第43条および第44条の方法により放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定を行い、その結果を評価し記録しなければならない。

2 放射線の量の測定は、原則として1センチメートル線量当量について、放射線測定器を使用して行わなければならない。

(非密封放射性同位元素取扱施設の測定)

第43条 非密封放射性同位元素取扱施設の測定は、次の各号に従い行なわなければならない。

- (1) 放射線の量の測定は、使用施設、貯蔵施設、廃棄施設、管理区域境界について行う。
- (2) 事業所境界及び事業所内の人が居住する区域の放射線の量については、放射線測定器を用いて行い、測定が困難な場合には管理区域境界等の測定結果から、計算によって評価する。
- (3) 放射性同位元素による汚染の状況の測定は、作業室、汚染検査室、排水設備の排水口及び管理区域境界について行う。
- (4) 実施時期は、取扱開始前に1回、開始後にあつては、1月を超えない期間ごとに1回以上行うこと。ただし、排水口における排水中の放射性同位元素濃度の測定は排水の都度、排気口における排気中の放射性同位元素濃度の測定は、排気の都度、測定又は計算によって行う。

(放射線装置使用室の測定)

第44条 放射線装置を使用する場合の測定は、次の各号に従い行なわなければならない。

- (1) 放射線の漏洩等の異常の有無を放射線測定器により点検する。
- (2) 前号の実施時期は、取扱開始前に1回及び開始後にあつては1年を超えない期間ごとに1回行う。

(測定結果の記録)

第45条 放射線管理室長は、第42条から第44条までの規定による測定を行った場合は、次の項目について測定結果を記録し、保存しなければならない。

- (1) 測定日時
- (2) 測定箇所
- (3) 測定をした者の氏名

- (4) 放射線測定器の種類及び形式
- (5) 測定方法
- (6) 測定結果

2 前項の測定結果は、放射線管理室長が5年間保存する。

(個人被ばく線量の測定)

第46条 放射線管理室長は、管理区域に立ち入る者について、個人線量計を着用させ、次の各号に従い個人被ばく線量を測定しなければならない。ただし、個人線量計を用いて測定することが著しく困難な場合は放射線測定器を用いることとし、なお測定が困難な場合は計算によってこれらの値を算出する。

- (1) 放射線の量の測定は外部被ばくによる線量について行うこと。
- (2) 測定は、胸部（女子にあつては腹部）について1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量について行うこと。
- (3) 前号のほか頭部及び頸部からなる部分、胸部及び上腕部からなる部分並びに腹部及び大腿部からなる部分のうち、外部被ばくが最大となるおそれのある部分が、胸部及び上腕部（女子にあつては、腹部及び大腿部）からなる部分以外の部分である場合は、当該部分についても行うこと。
- (4) 人体部位のうち外部被ばくが最大となるおそれのある部位が頭部、頸部、胸部、上腕部、腹部及び大腿部以外である場合は、第2号及び第3号のほか当該部位についても行うこと。
- (5) 放射性同位元素を誤って摂取した場合又はそのおそれのある場合は、内部被ばくについても測定を行うこと。
- (6) 除染が困難な皮膚汚染が発生した場合は、皮膚の表面汚染密度を測定すること。
- (7) 測定は、管理区域に立ち入る者について、管理区域に立ち入っている間継続して行うこと。ただし、一時立入者については、外部被ばくの線量が100マイクロシーベルトを超えるおそれのあるときに行うこととする。
- (8) 次の事項について測定の結果を記録すること。
 - イ 測定対象者の氏名
 - ロ 測定をした者の氏名
 - ハ 個人線量計又は放射線測定器の種類及び形式
 - ニ 測定方法
 - ホ 測定部及び測定結果
- (9) 前号の測定結果については、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに女子にあつては毎月1日を始期とする1月間について、当該期間ごとに集計して記録すること。
- (10) 前号の測定結果から実効線量及び等価線量を算定して次の事項について記録すること。
 - イ 算定年月日
 - ロ 対象者の氏名
 - ハ 算定した者の氏名
 - ニ 算定対象期間
 - ホ 実効線量
 - ヘ 等価線量及び組織名

- (11) 前号の算定は、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに女子にあつては毎月1日を始期とする1月間について、当該期間ごとに行い記録すること。ただし、4月1日を始期とする1年間において実効線量が20ミリシーベルトを超えた場合は、平成13年4月1日を始期とする5年間ごとに、当該1年間を含む5年間について、累積実効線量を毎年度集計し、次の事項について記録すること。

- イ 集計年月日
- ロ 対象者の氏名
- ハ 集計した者の氏名
- ニ 集計対象期間
- ホ 累積実効線量

- (12) 第7号から第11号までの記録は、施設管理責任者が永久に保存するとともに、記録の都度対象者に対しその写しを交付すること。

- 2 放射線管理室長は、前項の測定結果に基づき、使用施設における1年間の放射線業務従事者数及び個人実効線量分布を作成し、主任者に報告しなければならない。

第8章 健康診断

第47条 研究科長は、保健・健康推進本部との連携の下に、東京大学放射線取扱者の健康管理実施要項に基づき、業務従事者に対して所定の健康診断を実施しなければならない。

- 2 研究科長は、前項の規定にかかわらず、業務従事者が次の一に該当する場合は、遅滞なくその者につき健康診断を行わなければならない。

- (1) 放射性同位元素を誤って摂取した場合
- (2) 放射性同位元素により表面密度限度を超えて皮膚が汚染され、その汚染を容易に除去することができない場合
- (3) 放射性同位元素により皮膚の創傷面が汚染され又は汚染されたおそれのある場合
- (4) 実効線量で5ミリシーベルト又は等価線量限度を超えて放射線に被ばくし、又は被ばくしたおそれのある場合

- 3 健康管理担当者は、次の各号に従い健康診断の結果を記録しなければならない。

- (1) 実施年月日
- (2) 対象者の氏名
- (3) 健康診断を実施した医師名
- (4) 健康診断の結果
- (5) 健康診断の結果に基づいて講じた措置

- 4 健康診断の結果は、施設管理責任者が永久に保存するとともに、実施の都度記録の写しを対象者に交付しなければならない。

(放射線障害を受けた者に対する措置)

第48条 主任者は、業務従事者が放射線障害を受け、又は受けたおそれのある場合には、その程度に応じ管理区域への立ち入り時間の短縮、立ち入りの禁止、配置転換等健康の保持等に必要措置を、放射線研究領域主任教授を通じて研究科長に具申しなければならない。

- 2 研究科長は、前項の具申があった場合は適切な措置を講じなければならない。

第9章 教育及び訓練

第49条 研究科長は、業務従事者に対しこの規程の周知等を図るほか、東京大学アイソトープ総合センターとの連携の下に、放射線取扱者の教育・訓練に関する実施要項に基づいて、放射線障害の発生を防止するために必要な教育・訓練を実施しなければならない。

- 2 新たに業務従事者となる者は、前項の規定に基づいて、全学放射線安全取扱講習会及び医学部 RI 実験施設放射線取扱講習会を受講しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、東京大学環境安全本部放射線管理部会が定める教育・訓練に関する免除基準に適合する者は、全学放射線安全講習会の受講が免除される。
- 4 主任者は、施設管理責任者との連携の下に、第1項の教育・訓練のほかに業務従事者に対して毎年1回以上、放射線障害の発生を防止するために必要な教育・訓練を実施しなければならない。
- 5 業務従事者は、前項の教育・訓練を受講しなければならない。
- 6 放射線管理室長は、管理区域に一時的に立ち入る者を一時立入者として認定する場合は、当該立入者に対して放射線障害の発生を防止するために必要な教育を実施しなければならない。

第10章 記帳及び保存

(記帳)

第50条 放射線管理室長は、使用、受入れ、払出し、保管、運搬、廃棄並びに教育及び訓練に係る記録を行う帳簿を備え、記帳させなければならない。

- 2 前項の帳簿に記載すべき項目は、次の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) 使用
 - イ 放射性同位元素の種類及び数量
 - ロ 放射線装置の種類
 - ハ 放射性同位元素又は放射線装置の使用の年月日、目的、方法及び場所
 - ニ 放射性同位元素又は放射線装置の使用に従事する者の氏名
 - (2) 受入れ、払出し
 - イ 放射性同位元素の種類および数量
 - ロ 受入れ又は払出しの年月日
 - ハ 受入れ又は払出しの相手方の氏名又は名称
 - (3) 保管
 - イ 放射性同位元素の種類及び数量
 - ロ 放射性同位元素の保管の期間、方法及び場所
 - ハ 放射性同位元素の保管に従事する者の氏名
 - (4) 運搬
 - イ 事業所の外における放射性同位元素の運搬の年月日、方法
 - ロ 荷受け人又は荷送り人の氏名又は名称、ならびに運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名もしくは名称
 - (5) 廃棄
 - イ 放射性同位元素の種類及び数量
 - ロ 放射性同位元素の廃棄の年月日、方法及び場所
 - ハ 放射性同位元素の廃棄に従事する者の氏名
 - (6) 自主点検

- イ 点検の実施年月日
 - ロ 点検の結果及び講じた措置
 - ハ 点検の実施者氏名
- (7) 教育及び訓練
- イ 教育及び訓練の実施年月日、項目
 - ロ 教育及び訓練を受けた者の氏名

3 前項に定める帳簿は毎年3月31日又は事業所の廃止等を行う場合は廃止日等に閉鎖し、放射線管理室長が閉鎖後5年間保管しなければならない。

第11章 緊急時の措置及び報告

(災害時)

第51条 地震、火災等の災害が発生した場合は、東京大学医学部防災規則により関係者に連絡するとともに、状況に応じて施設、設備の点検を実施しなければならない。点検の結果は、主任者、放射線研究領域主任教授を経て、研究科長に報告しなければならない。

(緊急時の措置)

第52条 地震、火災、運搬中の事故等の災害により、放射線障害が発生し、又はそのおそれがある場合には、発見者は適切な応急措置を講ずるとともに、直ちに放射線管理室長に通報しなければならない。

2 放射線管理室長は、前項の通報を受けた場合には、主任者に連絡し、その指示により応急の措置を講ずるものとする。

3 前項の連絡を受けた主任者は、立入禁止等の処置をとり、次の各号に掲げる関係者に連絡しなければならない。

- (1) 施設管理責任者
- (2) 放射線研究領域主任教授
- (3) 研究科長

4 研究科長及び放射線研究領域主任教授並びに主任者は、適切な措置を指示するとともに、研究科長は災害の程度により施設、設備の使用を中止することができる。

5 研究科長は、第1項に掲げる事態が発生した場合には、直ちに職員等に緊急連絡し必要な注意を伝えるとともに、東京大学放射性同位元素等関係緊急連絡網により学内の関係機関に連絡するとともに、遅滞なく文部科学大臣等の関係機関に届け出なければならない。

(報告)

第53条 次の各号に掲げる事態が発生した場合には、発見者は適切な応急措置を講ずるとともに、直ちに放射線管理室長に通報しなければならない。

- (1) 放射性同位元素等の盗難又は所在不明が発生した場合。
- (2) 気体状の放射性同位元素等を排気設備において浄化し、又は排気することによって廃棄した場合において、濃度限度を超えたとき。
- (3) 液体状の放射性同位元素等を排水設備において浄化し、又は排水することによって廃棄した場合において、濃度限度を超えたとき。
- (4) 放射性同位元素等が管理区域外で漏洩したとき。
- (5) 放射性同位元素等が管理区域内で漏洩したとき。ただし、次のいずれかに該当すると

きを除く。

イ 漏洩した液体状の放射性同位元素等が漏洩に係る設備の周辺部に設置された漏洩の拡大を防止するための堰の外に拡大しなかったとき。

ロ 気体状の放射性同位元素等が漏洩した場合において、空气中濃度限度を超えるおそれがないとき。

(6) 次の線量が線量限度を超え、又は超えるおそれのあるとき。

イ 使用施設内の人が常時立ち入る場所において人が被ばくするおそれのある線量

ロ 事業所の境界及び事業所内の人が居住する区域における線量

(7) 使用その他の取扱いにおける計画外の被ばくがあったときであって、次の線量を超え、又は超えるおそれがあるとき。

イ 放射線業務従事者： 5 mSv

ロ 放射線業務従事者以外の者： 0.5mSv

(8) 放射線業務従事者について実効線量限度又は等価線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくが発生した場合

(9) 前各号のほか放射線障害が発生し、又は発生するおそれがある場合

2 放射線管理室長及び主任者は、前条第2項から第4項に準ずる措置をとることとする。

3 研究科長は、前項の通報を受けたときは、東京大学放射性同位元素等関係緊急連絡網により学内の関係機関に連絡するとともに、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する措置を10日以内に、文部科学大臣に報告しなければならない。

(一般報告)

第54条 主任者は、第31条第2項、第36条第2項及び第46条第2項の報告に基づき、障害防止法施行規則第39条第3項に定める放射線管理状況報告書を、毎年前年度の4月1日を始期とする1年間について作成し、放射線研究領域主任教授を通じて研究科長に提出しなければならない。

第55条 研究科長は、前項の放射線管理状況報告書を毎年6月30日までに文部科学大臣に提出しなければならない。

第12章 罰則

第56条 研究科長は、障害防止法、放射線障害防止規則等又はこの規程に違反した者に対して使用停止を命ずることができる。

(補則)

第57条 この規程の改廃は、安全委員会の議を経て研究科長が行う。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

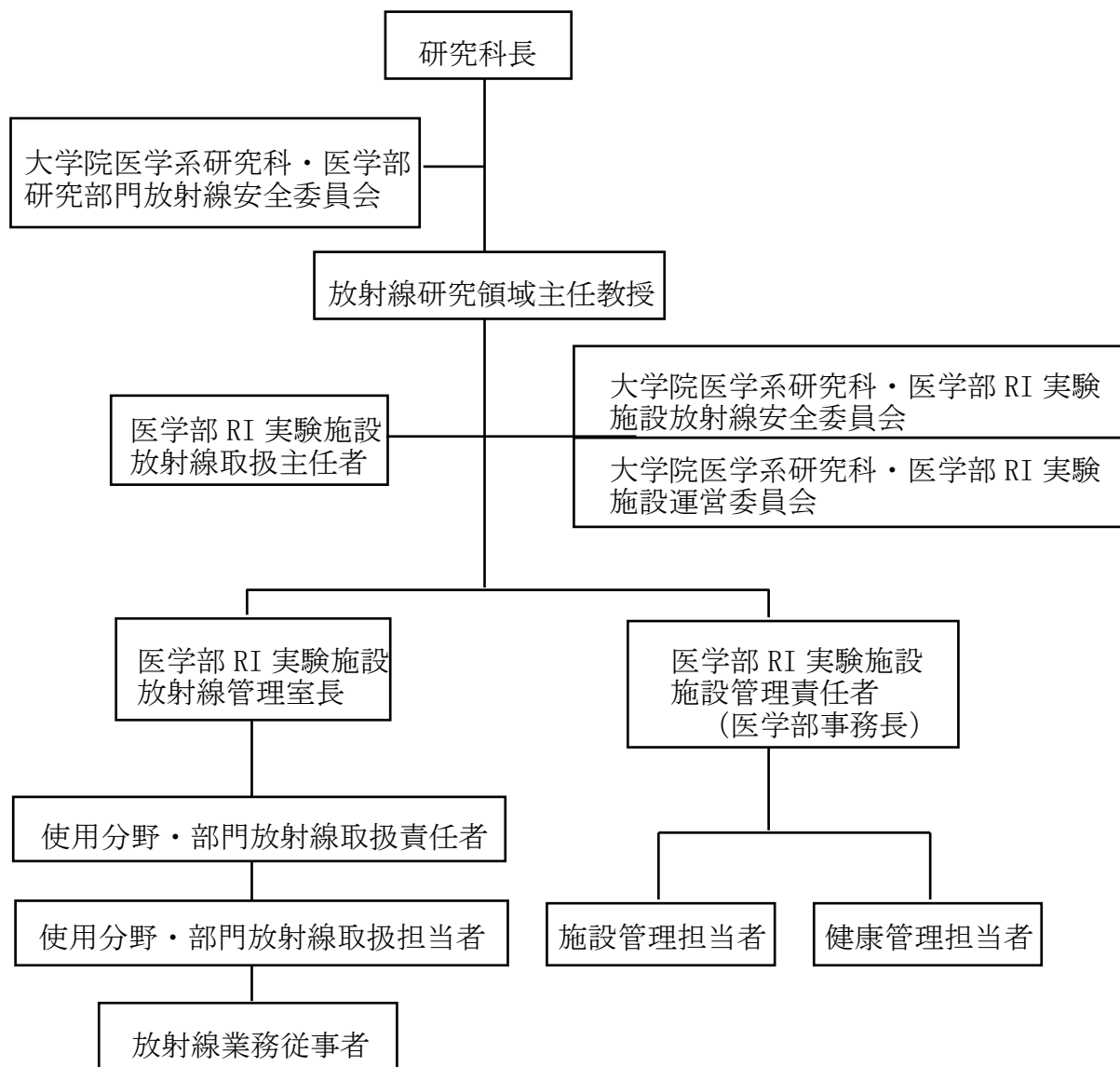
附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成22年9月8日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

別図 放射線管理組織図



別表 医学部 RI 実験施設 施設点検項目

設備等	点検項目	点検細目	点検頻度
施設の位置	① 位置		年1回
	② 地崩れのおそれ	地形、周囲の建築物の状況	年1回
	③ 浸水のおそれ		年1回
	④ 周囲の状況	周辺の通行居住区域の変更	年1回
主要構造部	① 構造及び材料	耐火性、不燃性、破損等	年1回
遮へい	① 構造及び材料	構造の変化、亀裂、劣化	年1回
	② 遮へい物の状況	破損、隙間等	年1回
管理区域	① さく等の区画	破損	年2回
	② 床・壁・天井等の構造	突起物、くぼみ、破損、剥落、亀裂	年2回
	③ 非常口	閉鎖、内側からの解錠	年2回
	④ 使用に関する注意事項	掲示の状況	年2回
	⑤ 標識（管理区域）	設置、色あせ、破損	年2回
	⑥ 電源設備	作動確認	年2回
作業室	① 床・壁等の構造	突起物、くぼみ、破損、剥落、亀裂	年2回
	② 床・壁等の表面仕上げ	腐食、目地、隙間、亀裂、破損	年2回
	③ 室内の空気の流れ	給気口から排気口への風向	年2回
	④ フードと排気設備との連結	連結の状況	年2回
	⑤ フードの面速、作業室の換気	風向、機密性（グローブボックス）	年2回
	⑥ 換気ダクト等	亀裂、破損、腐食等	年2回
	⑦ 流しと排水設備の連結	連結の状況	年2回
	⑧ 流し、配水管	水漏れ、亀裂、破損、腐食等	年2回
	⑨ 標識（放射性同位元素使用室）	設置、色あせ、破損	年2回
汚染検査室	① 床・壁等の構造	突起物、くぼみ、破損、剥落、亀裂	年2回
	② 床・壁等の表面仕上げ	腐食、目地、隙間、亀裂、破損	年2回
	③ 手洗い等洗浄設備、排水管	水漏れ、亀裂、破損、腐食等	年2回
	④ 更衣設備	破損、位置、台数	年2回
	⑤ 手洗い設備と排水設備の連結	連結の状況	年2回
	⑥ 除染器材	種類、個数	年2回
	⑦ 放射線測定器（サハメータ、HFC）	種類、台数、故障の有無	年2回
	⑧ 注意事項の掲示	掲示の状況	年2回
	⑨ 標識（汚染検査室）	設置、色あせ、破損	年2回
貯蔵室・貯蔵箱	① 構造及び材料	耐火性	年2回
	② 遮へい物の状況	破損、隙間等	年2回
	③ 閉鎖設備	閉鎖の状況、破損	年2回

	④ 注意事項の掲示	掲示の状況	年2回
	⑤ 標識（貯蔵室、放射性同位元素容器）	設置、色あせ、破損	年2回
排気設備	① 排気浄化装置の作動状況	排気フィルタの差圧測定	年2回
	② 排風機（排気ファン、ファンベルト）	作動状況、異常音、ベルトのたるみ	年2回
	③ 排気ダクト、排気口	亀裂、破損、腐食等	年2回
	④ 排気モニタ	作動状況	年2回
	⑤ 標識（排気設備、排気ダクト）	設置、色あせ、破損	年2回
排水設備	① 排水浄化装置	漏洩、腐食、バルブ作動、ふた、柵の破損	年2回
	② 排液処理装置	漏洩、腐食	年2回
	③ 排水管	亀裂、破損、腐食	年2回
	④ 水位計、排水モニタ等監視設備の確認	作動状況	年2回
	⑤ 標識（排水設備、排水管）	設置、色あせ、破損	年2回
保管廃棄設備	① 床・壁等の構造、表面仕上げ	突起物、くぼみ、破損、剥落、亀裂、隙間	年2回
	② 閉鎖設備	施錠の状況、破損	年2回
	③ 保管廃棄容器	耐火性、亀裂、破損、腐食	年2回
	④ 保管の状況	廃棄容器の適合性	年2回
	⑤ 安全装置	転倒防止、受皿、吸収材、遮へい体	年2回
	⑥ 廃棄施設の注意事項	掲示の状況	年2回
	⑦ 標識（保管廃棄設備、保管廃棄容器）	設置、色あせ、破損	年2回